

田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる市の行政サービス（令和6年5月1日時点）

※これらのサービスは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者も活用することができます。

●市営住宅関係

①サービス等の名称	②サービス等の概要	③利用時の受理証明書等の提示の要否	④その他備考
市営住宅・特定公共賃貸住宅への申込・入居	・事実上婚姻関係と同様の事情にある者として申し込みができる。 ・パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされた方を契約者の親族として取扱うこととし、市営住宅及び特定公共賃貸住宅への入居（同居）を可とする。	要	

●保護者として利用できるサービス

①サービス等の名称	②サービス等の概要	③利用時の受理証明書等の提示の要否	④その他備考
田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（保護者等申請用）	未成年を監護していると判断できる場合、保護者として申請できる。	否	
田原市障害者等日常生活用具費給付事業	対象者が未成年の場合保護者として申請できる。	否	
保育園の送り迎え	パートナーが送り迎えできる。 ※受理証明書等の提示を求める場合あり	要	子の保護者（親権者）があらかじめ園へ送迎者氏名を伝えておく必要がある
市外での乳幼児健康診査及び受診案内送付先の依頼	乳幼児健康診査を市外で受診したい場合、パートナーも依頼できる。	否	
就学・教育相談	パートナーも保護者として相談を受けることができる。	否	
保護者面談等への出席	パートナーも子の保護者として各種面談（保護者面談、進路相談、生徒相談）に出席できる。	否	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）	パートナーの子の保護者として申請できる。	要	

●その他申請等

①サービス等の名称	②サービス等の概要	③利用時の受理証明書等の提示の要否	④その他備考
納税証明書、所得課税証明書、固定資産税台帳登録事項証明等各種証明書の発行	・同一世帯のパートナー等に交付することができる。 ※同居ではない場合は本人の委任状が必要	要	
住民票の続き柄記載	住民票における世帯主との続柄を「縁故者」と記載することができる。	要	同居していることが条件
アニバーサリーフラワーギフト花束（タハナ）の申請	パートナーとして宣誓された方が申請できる	否	